

平成 2 1 年 9 月 1 8 日

平成 2 1 年第 3 回 岬町議会定例会

第 4 日 会議録

平成21年第3回(9月)岬町議会定例会第4日会議録

○平成21年9月18日(金)午前10時31分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	中 原 晶
5番	和 田 勝 弘	6番	出 口 實	7番	奥 野 学
8番	谷 本 貢	9番	反 保 多喜男	10番	岡 本 重 樹
11番	辻 下 文 信	12番	辻 下 正 純	13番	(欠員)
14番	小 川 日出夫	15番	竹 内 邦 博		

欠席議員 な し

傍 聴 9 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	石 田 正 弘	教 育 長	田 中 繁 樹
総 務 部 長	中 口 守 可	総 務 部 理 事	時 岡 貢
企 画 部 長	笠 間 光 弘	企 画 部 理 事	谷 下 泰 久
住 民 部 長	白 井 保 二	福 祉 部 長	芦 田 貴志雄
福 祉 部 理 事	南 康 明	事 業 部 長 兼 直 轄 理 事	松 永 英 三
上 下 水 道 部 長	末 原 光 喜	会 計 管 理 者 兼 理 事	渊 原 義 仁
教 育 部 長	古 谷 清	総 務 部 総 務 法 制 課 長	中 田 道 徳
総 務 部 行 財 政 改 革 課 長	四 至 本 直 秀		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長 大 山 鐵 男
兼 議 会 係 長

議事日程

- | | | |
|------|---------|---------------------------------------|
| 日程 1 | | 三常任委員長報告 |
| 日程 2 | (追加) | 工事請負契約締結の件 (公共下水道汚水管理設工事 (22-11)) |
| | | 議案第89号 |
| 日程 3 | (追加) | 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | | 議案第90号 |
| 日程 4 | (追加) | 平成21年度岬町一般会計補正予算 (第3次) の件 |
| | | 議案第91号 |
| 日程 5 | 意見書案第1号 | 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める
意見書 (案) |

(午前10時31分 開議)

○谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第3回岬町議会定例会4日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時31分です。

本日の出席議員は13名です。

欠員は1名であります。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○谷本 貢議長 日程1、「三常任委員長報告」を行います。

過日、9月2日の本会議において、総務文教、厚生、事業の各委員会に付託しました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいたその結果を、三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、反保多喜男君。

○反保事業委員会委員長

議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

9月2日の本会議において、本委員会に付託されました5件の議案について、9月4日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過及び結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第64号、平成21年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件のうち本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第74号、平成20年度岬町一般会計決算認定の件のうち本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で認定されました。

次に、議案第79号、平成20年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

次に、議案第80号、平成20年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件については、

質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

次に、議案第88号、平成20年度岬町水道事業会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された5議案は可決・認定すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

○谷本 貢議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、中原 晶君。

○中原厚生委員会委員長 厚生委員長報告をいたします。

9月2日の本会議において、本委員会に付託されました10件の議案については、9月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議案第64号、平成21年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第65号、平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第66号、平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第67号、平成21年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第74号、平成20年度岬町一般会計決算認定の件のうち本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で認定されました。

議案第76号、平成20年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

議案第77号、平成20年度岬町老人保健特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、

満場一致で認定されました。

議案第78号、平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

議案第81号、平成20年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

議案第82号、平成20年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された10議案は可決・認定すべきものと決定しております。

以上で、委員長報告を終わります。

○谷本 貢議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、辻下文信君。

○辻下総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

9月2日の本会議において、本委員会に付託されました11件の議案については、9月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第64号、平成21年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件のうち本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第68号、平成21年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第69号、平成21年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第72号、岬町教育委員会の委員の数を定める条例を制定する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論、賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第74号、平成20年度岬町一般会計決算認定の件のうち本委員会に付託された案件につ

いては、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で認定されました。

議案第75号、平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

議案第83号、平成20年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件から議案第86号、平成20年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件までの4件については一括議題とし、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、4件とも満場一致で認定されました。

議案第87号、平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された11議案ともに可決・認定すべきものと決定しております。

以上で報告を終わります。

○谷本 貢議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第64号「平成21年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対ですか。反対の方ございませんか。

それでは、中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、何点か要望と意見を申し上げて賛成討論に参加したいと思います。

本補正予算については、行き詰った自公政権が経済対策などと称して組んだ国政レベルの補正予算が反映されており、多くの問題点を含んだものではありませんが、国民の世論を背景にしたものであり、使途については、町の諸問題を踏まえ、積極的な活用が図られるように求めるものがあります。

子育て応援特別手当や女性のがん検診、自殺対策、教育のICT環境整備、また各小学校の耐震補強や岬公園駅のバリアフリー化など、中には一時的、限定的要素を含むものもあり、継続性

と拡充が求められるものではありますが、住民の利益にかなうものとして賛同できると考えるものであります。

また、一時保育についても、従来からのニーズにこたえる取り組みとして、町独自の努力を評価するところであります。今後、より安い費用で利用でき、子育て世代の負担の軽減につながるようにこの場で求めておきたいと思っております。

さらにもう1点、総額1億1,000万円の地域活性化経済危機対策交付金につきましては、過日の本会議でもふれたとおりであります。事業の実施に当たっては、事業の細分化を図るなどの努力によって、地域の中小企業の受注期待に配慮するよう重ねて要望申し上げて賛成討論いたします。

以上です。

○谷本 貢議長 他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第64号「平成21年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

議案第65号「平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第65号「平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

議案第66号、平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）の件について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ですか、賛成ですか。反対討論ございませんか。

賛成討論、中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、後期高齢者医療特別会計ということで、かねてから後期高齢者医療制度の制度上の問題点を指摘してきたものであります。本件につきましては、内容については、前年度返還すべきものを本年度に返還するという事務手続上必要なものでありますので、反対する立場をとるものではありません。本件に限っては賛成いたします。

以上です。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第66号「平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○谷本 貢議長 起立満場一致です。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

議案第67号「平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。反対討論ございませんか。

はい、中原 晶君。

○中原 晶議員 本補正予算につきましては、前年度に発生した黒字を基金に積み立てるという内容が含まれておりますので、機会があるごとに求めている点ではあります。さらなる保険料の軽減を早期に行うよう改めてこの場で求めて賛成討論といたします。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これでは討論を終わります。

これより、議案第67号「平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致です。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

議案第68号「平成21年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第68号「平成21年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致です。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

議案第69号「平成21年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第69号「平成21年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致です。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

議案第72号「岬町教育委員会の委員の数を定める条例を制定する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

反対討論ですか。竹内邦博君。

○竹内邦博議員 私、総務文教委員会でも申し上げたんですけど、この時期に人員の増というこの条例に対してですね、私としては賛成をしかねます。

以上です。

○谷本 貢議長 賛成討論ございませんか。和田勝弘議員。

○和田勝弘議員 岬町教育委員会委員の数を定める条例を制定する件について、賛成討論をいたします。

近年、子どもたちの学力や体力の向上、さらには生きる力を養うなどの教育の課題に対し、岬町教育委員におかれましては、国や大阪府の施策を踏まえ、積極的に取り組まれていると拝察しておりますが、私は岬町の教育の総合的な充実と向上をより一層図るために、保護者を初めとする地域の声に耳を傾けることも重要と考え、岬町地域教育協議会、愛称すこやかネットが結成され、さまざまな活動に取り組まれております。このすこやかネットには数多くのボランティアの人たちが参画されておりますので、地域のボランティアの声を岬町教育行政に取り入れ反映させる観点から、教育委員の定数増加を賛成いたします。

以上です。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

反対ですか。岡本重樹君。

○岡本重樹議員 今、生徒数の減る中で、我々の時代は50人学級で多奈川小学校だけでもね、3クラスあった。今、この前多奈川小学校の入学式に行ったんですが、20人くらいですわ。そういう中で、教育委員をふやす必要はあるかないか、僕はないと思います。ていうのは、そのぐらいの生徒数であっても5人で今までずっとうまいことやってきたわけでありまして。今時代ちゅうんですか、議員も減らそう、教育委員を減らそう、審議会の委員も減らそうと、こういう時期の中でね、僕はふやすことに反対をいたします。

以上です。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 賛成討論に参加させていただきます。

本件につきましては、町長からの説明をお聞きした範囲でも、多方面からの意見を聞き、教育の充実を図るといった精神につきましては大いに賛同するものであります。教育委員会のさらなる充実が子どもたちの健やかな成長に結実するように望むものであります。

またこの機会に、教育委員会の委員に限らず、他の分野におきましてもさまざまな立場の方々、対象の方々の意見に耳を傾け、町の施策に取り入れるという姿勢を一層広げていただくように、あわせて求めて賛成討論といたします。

以上です。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第72号「岬町教育委員会の委員の数を定める条例を制定する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

議案第74号「平成20年度岬町一般会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 反対討論を行います。昨年度の予算審議におきましては、評価できる点、また賛同できない点について意見、要望を申し上げてきたところであります。

評価できる点として申し上げた妊婦検診につきましては、昨年度の拡充に続き、本年度さらなる拡充が図られたところであります。

一方で、保護者や学校関係者が強く求めていた小学校の警備員の配置を中止し、また粗大ごみ等の有料化の導入、各教育施設の使用料の新たな徴収など、子どもたちの安全を脅かし住民負担をふやす予算執行であったと考えるものであります。

よって、本決算につきましては認められるものではないという立場であります。

以上です。

○谷本 貢議長 次に原案に賛成の方の発言を許します。賛成討論ございませんか。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これでは討論を終わります。

これより、議案第74号「平成20年度岬町一般会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数です。よって、議案第74号は、原案のとおり認定されました。

議案第75号「平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第75号「平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致です。よって、議案第75号は、原案のとおり認定されました。

議案第76号「平成20年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。反対討論ございませんか。

それでは、賛成討論、中原 晶君。

○中原 晶議員 昨年度から特定検診や後期高齢者医療制度といった制度上の大きな改変により、担当部局はご苦労されているところとお察しを申し上げます。

国保会計につきましては、保険料の軽減を繰り返し求めているところであります。昨年度におきましては、私の取り寄せた資料においては保険料が計算上では軽減されたとの結果が示されておりまして、この結果については評価したいと考えるものであります。より一層の軽減が図られるようにこの場で改めて強く求めまして本決算認定に賛同したいと思っております。

以上です。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論終わります。

これより、議案第76号「平成20年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致です。よって、議案第76号は、原案のとおり認定されました。

議案第77号「平成20年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第77号「平成20年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致です。よって、議案第77号は、原案のとおり認定されました。

議案第78号「平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

傍聴者の方、静かにお願いします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず原案に反対の方の発言を許します。

反対ですか。中原 晶君。

○中原 晶議員 後期高齢者医療制度そのものについては繰り返し批判をしてきたところであり、新しい政権が誕生し、昨日も新しい厚生労働大臣によりこの制度の廃止が明言され、後期高齢者医療制度の撤廃が現実化する可能性が高まっているところであり、かねてから制度の廃止を求めてきた一員といたしまして、一日も早く現実のものとなるよう一層努力したいという決

意もあわせて述べさせていただきまして、本決算認定については否決すべきという立場であることを申し上げます。

以上です。

○谷本 貢議長 次に原案に賛成の方の発言を許します。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第78号「平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第78号は、原案のとおり認定されました。

議案第79号「平成20年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第79号「平成20年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致です。よって、議案第79号は、原案のとおり認定されました。

議案第80号「平成20年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第80号「平成20年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件」につい

て、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致です。よって、議案第80号は、原案のとおり認定されました。

議案第81号「平成20年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず原案に反対の方の発言を許します。

反対ですか。中原 晶君。

○中原 晶議員 介護保険の保険料につきましては、本年度においては軽減が図られたところではありますが、本決算にかかわる昨年度においては、保険者の皆さんにとっては高い保険料によって重い負担を負わされてきたと考えるものであります。町独自の軽減措置の拡充も実施されることはなく、サービスの利用抑制もより厳しくなっており、本決算を認定する立場ではありません。

あわせてこの場で申し上げますが、本年度は昨年度と比較して保険料の軽減はなされたものの、従来より高過ぎたものが軽減されたにすぎず、被保険者にとっては依然として負担は重いものであります。より一層の保険料の軽減、町独自の努力を改めてこの場で求めておきたいと思っております。

以上です。

○谷本 貢議長 次に原案に賛成の方の発言を許します。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論終わります。

これより、議案第81号「平成20年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数です。よって、議案第81号は、原案のとおり認定されました。

議案第82号「平成20年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第82号「平成20年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致です。よって、議案第82号は、原案のとおり認定されました。

議案第83号「平成20年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第83号「平成20年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致です。よって、議案第83号は、原案のとおり認定されました。

議案第84号「平成20年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第84号「平成20年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致です。よって、議案第84号は、原案のとおり認定されました。

議案第85号「平成20年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、討論行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第85号「平成20年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致です。よって、議案第85号は、原案のとおり認定されました。

議案第86号「平成20年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件」について、討論行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第86号「平成20年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致です。よって、議案第86号は、原案のとおり認定されました。

議案第87号「平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第87号「平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

- 谷本 貢議長 起立満場一致です。よって、議案第87号は、原案のとおり認定されました。
- 議案第88号「平成20年度岬町水道事業会計決算認定の件」について、討論を行います。
- これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第88号「平成20年度岬町水道事業会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

- 谷本 貢議長 起立満場一致です。よって、議案第88号は、原案のとおり認定されました。

以上で三常任委員会に付託されました案件はすべて議決されました。各委員の皆さん、本当にご苦労さまでございました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は11時25分です。

(午前11時16分 休憩)

(午前11時25分 再開)

- 谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

-
- 谷本 貢議長 日程2、議案第89号「工事請負契約締結の件（公共下水道汚水管理設工事（2-11）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、中口守可君。

- 中口総務部長 日程2、議案第89号「工事請負契約締結の件（公共下水道汚水管理設工事（2

2-11))」について、ご説明いたします。

公共下水道汚水管理設工事（22-11）の施工に当たりまして、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この工事につきましては、9月の7日に入札を執行いたしました。入札の方法といたしましては指名競争入札で、契約金額3,570万円、うち消費税及び地方消費税170万円でございます。契約の相手は大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の12、芳山建設株式会社、代表取締役芳山龍二でございます。この工事は、深日、北出、若宮地内において公共下水道汚水管理設工事を行うもので、工期につきましては、議会の議決日から平成22年3月29日まででございます。工事概要及び工事場所につきましては、別紙資料番号1及び裏面をご参照ください。工種区分といたしましては、土木工事でございます。

次に工事概要でございますが、工事延長が451.4メートル、土木一式。本管布設工として汚水流下管、合計200のビニール管が428.1メートル。汚水圧送管、口径75のビニール管が、146.2メートル。マンホール設置工、汚水マンホールでございますが、23カ所。その他、汚水柵、取付管工一式、舗装工一式、仮設工一式、水道管布設替工一式、その他一式でございます。

資料の次のページをごらんください。入札結果・経過調書でございます。主な内容を説明させていただきます。入札業者名は調書のとおり14社でございます。予定価格は、消費税及び地方税抜きの5,111万9,000円で、落札率としては66.51%となっています。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、入札の経過等見せていただいたところ、低入札の案件となっておりますので、調査部会が開催されたことと思います。調査部会の審査経過並びに結果について、この場で確認しておきたいと思っております。

○谷本 貢議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 中原議員の質問にお答えさせていただきます。

低入札に係ります岬町低入札価格調査部会を9月の10日に開催いたしまして、手持ち工事、資材・機械の状況、資材購入先、労務者の確保計画等について資料提出を初め、業者の積算額に

係る資料の提出を求め、内容を9月の9日に聴取し、また、積算内訳書について記入漏れや計算誤りがないことを確認し、積算単価の妥当性について検討した結果、当該応札額による施工は可能であり、当該業者を落札業者として、応札額を落札額と決定したものでございます。

以上です。

○谷本 貢議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第89号「工事請負契約締結の件（公共下水道汚水管理設工事（22-11）」を、起立により採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致であります。よって、議案第89号は、可決されました。

○谷本 貢議長 日程3、議案第90号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

岬町町長、石田正弘君。

○石田町長 日程3、議案第90号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」について、ご説明申し上げます。

教育委員会委員の増に伴い、同委員に宮川益和氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。同氏の経歴につきましては、議案書裏面をご参照ください。なお、同氏の任命に当たりまして、岬町地域教育協議会の方に推薦を依頼申し上げておりまして、同協議会より宮川氏の推薦をいただいていることを申し添えます。

以上でございます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関する事ですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、議案第90号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を、起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致であります。よって、議案第90号は、これに同意することに決定しました。

○谷本 貢議長 日程4、議案第91号「平成21年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程4、議案第91号「平成21年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」につきまして、概要をご説明いたします。

本補正予算は、岬町議会議員の辞職に伴いまして、岬町議会議員補欠選挙を執行する必要が生じてまいりました。その選挙執行に必要な経費を編成いたしております。

それでは議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ27万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ68億3,648万7,000円とするものでございます。

まず歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金につきましては、本補正予算に必要な財源を賄うべく、財政調整基金繰入金277万1,000円を計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては5ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、岬町議会議員補欠選挙費といたしまして、投票事務に従事する臨時職員賃金、投票用紙や選挙公報に係る印刷製本費のほか、ポスター掲示場設置・撤去業務委託料など、合わせまして277万1,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、岬町議会議員補欠選挙に係る今後の日程につきましては、岬町長選挙と同様、告示が9月の29日、投開票が10月4日となっております。また、投票所の数につきましては、これまでの13箇所に加えまして、望海坂第1集会所を追加して計14箇所ということにしております。よろしくご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第91号「平成21年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」を、起立により採決します。

本件は原案の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致です。よって、議案第91号は、可決されました。

○谷本 貢議長 日程5、意見書案第1号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書(案)」を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会議員、中原 晶君。

○中原 晶議員 意見書案を提案いたします。

意見書案第1号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書（案）」、本議案を別紙のとおり、岬町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、岬町議会議員 中原 晶

賛成者は次のとおりであります。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員辻下文信、岡本重樹、小川日出夫、辻下正純、竹内邦博、反保多喜男、出口 實。

以上のとおりであります。

趣旨説明は朗読によりかえさせていただきます。

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書（案）

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきたところであります。その中小業者を支える家族従業者の働き分（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていません。配偶者で年間86万円、その他の家族は50万円というわずかな額が事業主の所得からの控除額として認められているのみです。この控除額が家族従業者の所得とされるため、社会的、経済的不利益を引き起こし、自立が困難になっています。税法上では青色申告にすれば給料を経費とすることができますが、同じ労働に青色と白色で差をつけること自体が矛盾しています。

所得税法第56条は戦前の家制度・世帯単位課税制度の名残であり、一人一人の人権を尊重する現在の憲法に相反するものとなっております。

派遣労働など女性や若者の働き分に対してそれに見合う対価がきちんと支払われないことが、格差社会を生み出した要因として問題になり、改善する仕組みをつくることが急務とされています。一人一人の働き分を正當に評価することは人権を守ることであり、自営業の家族従業者にとって、自家労賃を認められていない所得税法第56条の廃止は、人権の回復ともいえるものです。

よって、国及び政府に対し、税法だけでなく民法・社会保障にも関わる人権の問題として、憲法の精神を生かし、所得税法第56条を廃止し、自家労賃を必要経費として認めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働年金改革大臣、衆議院議長及び参議院議長であります。

よろしくご審議の上可決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○谷本 貢議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

川端啓子君。

○川端議員 済みません。ちょっと2点ほどお尋ねしたいので、よろしいでしょうか。

この自家労賃を必要経費として認めてほしいという要望するはがきが、私のところにもたくさん来ておましてね、私もしっかり勉強させていただきました。

確かに配偶者、親族が事業に従事しても控除額としてしか認められず、所得として認められないということは、本当にナンセンスだと思います。現在、専業主婦の家事労働単価について評価されようとしている現在、また、労働力人口の4割は女性といった今日のこの社会状況下にあっては、しっかりと見直していかなければいけない事案と思いますし、ここの文面の中でも、一人一人の人権を尊重する現在の憲法に相反するという、本当にそのとおりだと思います。

ただ、ちょっと心配、疑問になるのが、この56条を廃止するだけでこの問題が解決するのかがということが一つ疑問に思うことと、ここでは、中小業者のとされているんですけども、農業または漁業従事者などはこの中に入っているのかなということ、2点について提案者にお尋ねしたいと思います。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 質問をいただいた川端議員につきましては、本件についての本質的な問題を非常によくご理解いただいているところというふうに、今の質問の中のご意見お聞きした範囲で受けとめているところであります。

この56条の廃止でこの問題について解決できるのかということでもありますけれども、この点につきましては、56条を廃止することで、基本となっている一人一人の単位での課税というものを広げていくと、それを認めていくということで解決できる問題であるというふうに感じているところであります。

また、農業者等について範囲に含まれているのかということでもありますけれども、中小業者基本法、ご存じのことかと思いますが、中小業者基本法においては、中小業者の概念につい

ては以下のとおり定められているところでありまして、それを基本として考えていくところではないかというふうに感じているところでもあります。

参考までに申し上げておきますと、鉱工業、運送業などでは資本金1億円以下並びに従業員300人以下、また小売業、サービス業におきましては資本金1,000万円以下並びに従業員数50人以下、卸売業におきましては資本金3,000万円以下並びに100人以下という規定がございます。また、一般的には小規模企業というものにつきましては、従業員20人以下、またサービス業におきましては5人以下というふうにとらえられております。この内容につきましては、改定が加えられている可能性もありますが、おおむね狂いはないというふうに考えるものであります。この範囲に、この規定に基本的には準じまして、従業の形態における中小業者ととらえるのか、否かについては判断するべきというものではないかと考えるものであります。

以上です。

○谷本 貢議長 川端啓子君。

○川端議員 近隣の状況も調べてみました。阪南市、泉南市が賛成多数で採択されております。やっぱり私の個人的に考えます意見書というのは、やはり全会一致で岬町議会として提出される方がいいと思いますので、中原議員に提案なんですけども、もう少しちょっと内容を吟味して、文言を加えるなど修正できないものかどうかお尋ねします。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 阪南、泉南については賛成多数ということでありましたが、私が聞き及んでおりますのは、泉南では賛成多数ということでありましたけれども、阪南市議会においては全会一致というふうに関き及んでおります。

この件につきましては、川端議員のご提案もありますけれども、できるだけ早い段階で中小業者の自家労賃、働き分を正當に評価するという運動を強めていく必要があるというふうにご考えておりますところでありまして、私といたしましても、できますれば満場一致という形での意見書の提出をしたいというふうにご考えるところでありまして、今回に限りましては、この場をもちまして、賛同者も既に署名いただいているところでありまして、意見書をこのとおりの形で提出をさせていただきまして、ぜひともご賛同いただきたい、そしてこの考えを国会、政府に届けて、より一層人権の尊重、また女性差別をなくすさまざまな点からの運動を全国に広げていきたいという考えであります。

○谷本 貢議長 川端啓子君。

○川端議員 質問ではないんですけども、先ほどの阪南市のことなんですけども、阪南市の方は事

務局の方で全会一致となっているらしいんですけども、もう一度きのう調べましたら、反対討論していないからそういう形になっているということであって、賛成はしていないということでしたので、そのことだけつけ加えておきます。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ですか。川端啓子君。

○川端議員 反対の立場で討論させていただきます。

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書案について、反対の立場で討論させていただきます。

労働力人口の4割は女性、また専業主婦の家事単価についても評価されようとしている現在の社会状況下において、事業者の配偶者や家族の労賃を所得扱いではなく控除額として扱われるということについては疑念を感じるものでありますし、男女共同参画社会を推進する立場である私としては、異議を唱えるものであります。ただ、先ほども述べましたように、所得税法56条を廃止するだけでは問題の解決には至らないと思います。抜本的に改正をしていかなければいけないと思います。今回提案されておりますこの意見書案は56条廃止するというだけになっておりますので、この意見書案にさらに文言をつけ加えるべきと思います。また、控除額についても中小業者の配偶者は86万円控除されますが、サラリーマンの妻の控除額は38万円、何回も言いますが、この専業主婦の家事単価が議論される昨今について、この点についての整合性も踏まえて、さらに内容を吟味して文言を加えて、岬町議会として最高の意見書を提出していきたいと思っておりますので、よって、この今回の中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求めるこの意見書案については反対いたします。

以上です。

○谷本 貢議長 次に原案に賛成の方の発言を許します。

他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論終わります。

これより、意見書案第1号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書(案)」について、起立により採決します。

本件は原案の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期定例会の会議に付された事件はすべて議了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成21年第3回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

(午前11時53分 閉会)

以上の記録が本町議会平成21年第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年9月18日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 川 端 啓 子

議 員 鍛 冶 末 雄